

議案第 35 号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年さいたま市条例第 60 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～4 [略]			1～4 [略]		
5 市長	[略]	中国残留邦人等支援給 付等関係情報、生活保 護関係情報、医療保険 給付関係情報、障害者 関係情報、措置入所等 関係情報、地方税関係 情報、児童福祉法によ る障害児入所支援若し くは母子生活支援施設 における保護の実施に 関する情報、児童扶養 手当法（昭和 36 年法 律第 238 号）による 児童扶養手当の支給に 関する情報（以下「児 童扶養手当関係情報」 という。）又は特別児 童扶養手当等の支給に 関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に よる特別児童扶養手当	5 市長	[略]	中国残留邦人等支援給 付等関係情報、生活保 護関係情報、 <u>介護保険</u> <u>給付等関係情報</u> 、医療 保険給付関係情報、障 害者関係情報、措置入 所等関係情報、 <u>自立支 援給付関係情報</u> 、地方 税関係情報、児童福祉 法による障害児入所支 援若しくは母子生活支 援施設における保護の 実施に関する情報、児 童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 238 号） による児童扶養手当の 支給に関する情報（以 下「児童扶養手当関係 情報」という。）又は 特別児童扶養手当等の 支給に関する法律（昭

		の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	[略]	生活保護関係情報、障害者関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7～17 [略]		
18 市長	[略]	医療保険給付関係情報又は児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19～30 [略]		
31 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は国民健康保険税賦課徴収情報であって規則で定めるもの
32～34 [略]		
35 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7～17 [略]		
18 市長	[略]	医療保険給付関係情報、地方税関係情報又は児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19～30 [略]		
31 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
32～34 [略]		

であって 規則で定 めるもの

附 則

この条例中別表第2第5項、第6項、第18項及び第31項の改正は公布の日から、同表に1項を加える改正は平成30年4月1日から施行する。